

7月1日
スタート

地域の高齢者の見守り活動を始めます

津市生活・介護支援サポーター

問い合わせ 高齢福祉課
☎229-3156 FAX229-3334

高齢者への生活介護支援サービスを行うための担い手として養成された「津市生活・介護支援サポーター」が、高齢者の希望に応じて安否確認(声掛け)や話し相手、簡単な相談など地域の見守り活動を行います。

在宅のひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して生活できるよう、住民自身による支え合いにより、介護保険では埋められない身近なニーズに対応します。

オレンジの
ベストが目印

生活・介護支援サポーターとは

地域包括支援センターが中心となって行う養成講座を修了し、住んでいる地域の地域包括支援センターにサポーターとして登録している人が「津市生活・介護支援サポーター」です。サポーターは、地域の皆さんの善意による活動です。

支援を受けられる人は

65歳以上の在宅でひとり暮らしの高齢者等
※介護認定を受けている必要はありません。

こんな支援をします

- 声掛けなどによる安否確認
- 新聞・郵便物や、洗濯物などの確認
- 話し相手や簡単な相談

利用料と利用回数

- この事業は、サポーターの善意により行われますので、原則として利用料はかかりません。
- サポーターによる見守り活動は昼間で、その回

数は地域包括支援センターが調整します。

申し込み

住んでいる地域の地域包括支援センターに利用申請書を提出してください。申し込みは、随時受け付けています。

申し込み後、地域包括支援センターの職員が自宅へ伺い、後日、利用者登録書をお送りします。

詳しくは、下記の各地域包括支援センターへ相談してください。

センター名	担当地域	電話番号
津市地域 包括支援センター	津地域 (西橋内一部)	☎229-3294
津久居地域 包括支援センター	久居地域	☎254-4165
津北部東地域 包括支援センター	河芸地域・津地域 (一身田)	☎245-6666
津北部西地域 包括支援センター	芸濃地域・安濃地域・ 津地域(豊里)	☎267-1125
津中部北地域 包括支援センター	津地域 (橋北・東橋内)	☎213-3181
津中部東地域 包括支援センター	津地域 (橋南・南が丘)	☎213-8115
津中部西地域 包括支援センター	美里地域・津地域 (西郊・西橋内一部)	☎237-2018
津中部南地域 包括支援センター	香良洲地域・津地域 (南郊)	☎238-6511
津一志地域 包括支援センター	一志地域・白山地域・ 美杉地域	☎262-7295

■景観行政団体とは

景観行政団体は、地域の特色ある景観を守り、さらに魅力ある景観を育てるために景観行政を推進していく地方公共団体のことです。景観計画を策定するなど、景観法のさまざまな制度を活用した景観誘導を行うことができます。

また、景観行政団体になったことに伴い、市内で大規模な建築や開発など、景観に影響を与えると考えられる行為を行う場合は、事前協議が必要になります。

なお、景観法に基づく届出の提出先は、三重県知事から津市長へと変わります。

募集 パブリックコメント

津市景観計画(案) 津市景観条例(改正案)

募集期間

7月10日(水)～8月8日(木)

景観行政団体として津市の景観特性に合った景観誘導を行うため、「津市景観計画」を作成し、計画を運用するために津市景観条例の改正を行います。そこで、津市景観計画(案)と津市景観条例(改正案)に対するパブリックコメントを募集します。

閲覧場所 都市政策課、総務課
情報公開室、各総合支所地域
振興課、津市ホームページ

提出場所 直接または郵送、ファクス、Eメールで都市政策課
(〒514-8611 住所不要、☎229-3177@city.tsu.lg.jp)へ

景観計画とは

景観行政団体が景観に関する事業を進めるに当たって、その具体的な内容について定める計画のことです。主に次のような内容を定めます。

- 景観計画の対象となる区域
- 良好な景観を形成していくための方針
- 建築等の行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針など